

第8回 直方市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成28年5月9日（月） 18時30分～21時00分

会 場：直方市役所5階502会議室

出席者：船越会長、芦谷委員、石松委員、伊藤委員、瀬尾委員、中川委員、長尾委員
日野委員、宮地委員、吉岡委員

事務局：長田課長、熊井係長、松崎主査

《報告》

- 1) 子育て情報誌について
- 2) 保育所保育料第2子無償化について
- 3) 学童クラブ利用者増の対応について

《議題》

- 1) 建築基準法施行令の改正に伴う非常階段に係る規制緩和について
- 2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正
- 3) 保育所等における保育士配置の特例について
- 4) 認定こども園・子育て支援事業について

《報告》

○事務局より

1) 子育て情報誌について

- ・平成24年のアンケート調査で、子育て支援に関してどういう支援があるのか、どうすれば受けることができるかがわからないという方が多くいることが分かった。情報発信を充実させるため、「まち・ひと・しごと創生事業補助金」を活用し、子育て情報誌を27年度に作成した。
- ・今後、乳幼児訪問の際に冊子をお配りする、ホームページに掲載するなどして活用したい。

○委員意見

- ・直方市で子育てしている外国人の家庭も増えてくると思うが、これでは情報収集出来ない。今後、マイノリティ（少数派）にも配慮した情報の提供も考えていくべき。

○事務局より

2) 保育所保育料第2子無償化について

- ・直方市が独自に予算を組み、4月から就学前の子どもで保育所や幼稚園に行っている児童について、2人目は保育料を無償化した。
- ・幼稚園については、就園奨励費の市負担割合や小3から第1子となることなどから、保育料の予算総額とバランスがとれているので現行のままとした。

○委員意見

- ・出生数の増加とか定住化促進という意味から考えたときに、近隣自治体と比べてどうなのかを知りたい。

事務局)

- ・比較的大規模の自治体は、国の8階層をかなり細かく分けて所得に対応させて軽減をかけており、宮若市については18才までを第1子とみて、2人目を半額、3人目を無料としている。

一般的に保育料総額の30%程度を軽減しているが、直方市の場合は20%程度しか軽減していなかったためか、アンケート調査でも保育料が高いという指摘は受けていた。

今回、さらに軽減をかけるにあたって、階層を分ける方法より「第2子を無料化」にしたほうがアピールにもなり、保護者も“なんとか1人分だけ払えばいい”ということで滞納の防止にもなるのではと考え、事務の簡素化にもなるためこのようにした。

○事務局より

3) 学童クラブ利用者増の対応について

- ・学童クラブ利用者は、社会の状況を反映してか急激に増えている。
- ・下境学童クラブは、余裕教室を1つ学校から借りることができたので、そこを整え、4月から2クラブ体制にしている。
- ・感田学童クラブは、2クラブ80名定員のところに108名の申込みがあり、校舎改修期間に使用していたプレハブ教室のリース期間を延長して対応した。
- ・上頓野学童クラブは、1教室しかないなか90名を超える申込みがあった。保護者、委託事業者と協議し、70名までは現教室で、20名については図書室で17時まで過ごし、以降は学童クラブの教室に降りてくるようにしている。保護者会の多大な協力により何とか運営できているが、施設整備は喫緊の課題となっている。

ただし、約20名くらいの児童の夏休み中の利用については、図書館利用は厳しいため、感田のプレハブ教室に行ってもらえない状況である。

《議題1》 建築基準法施行令の改正に伴う非常階段に係る規制緩和について

○事務局説明

<家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正>

- ・市町村の認可事業として、「直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」を制定したが、そのうち建築基準法施行令の改正に伴い、関係する部分を変更したい。

非常階段について、非常階段の前の部屋の窓の開き方や煙の排出方法に関する細かい基準が合理化された。

階段や天井、室内に面する部分の下地、仕上げは不燃材料でおこなうこと、階段専用の空間は光を取り入れる部屋を設置するか予備電源のある照明設備をつけること、階段は耐火構造として避難できる階まで階段が通るようにというように制度が変わっている。

← 法改正にあわせることで同意。

《議題2》 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正

○事務局説明

- ・「直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」を制定したが、そのうち家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員に係る要件が変更されたので、直方市の条例を変更するか検討したい。
- ・小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所について、以下のとおり改正。
 - 1) 保育士は最低2名を配置しなくてはならないところが、幼児等が1名の場合に限って、保育士1名と保育士と同等の知識及び経験を有する者を配置
 - 2) 保育士の数の算定において、保健師又は看護師を1名に限り保育士とみなすことができるという基準に加え、保育士以外に幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。ただし、2/3以上は保育士とする。
 - 3) 保育士へのみなし算定として、1日につき8時間を超えて開所する場合において、認可定員に応じて算定した保育士数以上に配置された保育士については、保

育士と同等の知識及び経験を有する者を保育士とみなすことができる。ただし、2/3以上は保育士とする。

- ・直方市の条例では、もともと国の基準より厳しくし、基本的に保育士しか認めないとしている。

理由は、認可を受けてない保育所と認可保育所とでは子どもの死亡事故の発生率が45倍も違うといったことから、保育士資格者でないと質が担保できないということ。

もう一つは、直方市の場合、保育の需要を満たしているため、事業所内保育、家庭的保育は別として、小規模保育に関しては事業認可していく予定がないため。

○委員の意見

- ・0歳から2歳の子どもというのが全国的には待機児童が多く、その待機児童を解消するため誰もが、わりと容易に保育という営みに参加できるような仕組みになっていると思われる。

みんなが参加するというのはいいことだが、保育の質というのはきちんと担保しないといけないということで、それが保育士資格を持っているということが前提である。

前回、そこを丁寧に議論して、厳しい基準の条例を作ったという経緯がある。

← 条例は変えないことを確認

《議題3》 保育所等における保育士配置の特例について

○事務局説明

- ・「保育所等における保育士配置に係る特例」という通知が平成28年の2月に発せられている。
 - 1) 朝夕等の児童が少なくなる時間帯に、保育士1名に加えて、保育業務に従事した経験が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者などの県知事が認める者を置かなければならない。
 - 2) 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用にかかる特例ということで、その普通免許状を有する者を保育士とみなすことができる。
- ・保育士の負担を軽減し、確保につなげ、待機児童を解消していくことが目的と思われ、当面の措置として実施される。
- ・2) については、幼稚園教諭の専門性を発揮するという意味で3歳以上児を、小学校教諭免許を持っている方については5歳児を中心として配置することとなっている。

- ・幼稚園の一時預かりという部分もこの緩和がかかっており、幼稚園教諭や学校の先生等の資格を持っている、退職された方を想定されていると思われるが、そういう方を3分の1程度配置してよい、というような内容の通知がでている。

○委員の意見

各委員)

- ・子どもを受け入れられないということがやはり一番大きな子ども達に対する利益の損失になるということの観点から考えて、県の条例が降りてきたところで市の方も緩和してもらえたらと思う。

ただ保育業界でも、質をさげることはしたくないところは重々わかっている。

国は短絡的に小学校の教諭だから年長さんというが、それは違うということを結構保育業界でも話しており、現場をふまえてくれないなと思っていた。

- ・大都会を基準に作られていると思うから、それに直方市がそのままのつかることで保育士不足の解消につながる抜本的な解決策にはならない。

現場の保育士の声や要望や不安や不満そういうものを吸い上げて分析しない限り、長期的に考えたときに抜本的な解決にはならないと思う。

また、そういう声を聞く姿勢を示すことが保育士の信頼を得ることになると思う。インタビューか意識調査かわからないが、そういうことは検討して欲しい。

- ・待遇の改善とかそういったことは非常に現実的な問題で重要だが、どんなに辛いことがあっても、保護者対応が厳しくても乗り越えることができるかは、その保育園のなかでの保育者同士の繋がりとか園長や主任との関係性、そういった同僚性が大切で、それで保育士達がやりがいを感じて乗り越えていけるという研究結果を聞いた。
- ・保育所に子どもを預けているお母さんから、若い保育士がどんどん辞めていくと聞いている。

結婚して一時期辞めたら、職場環境が良くないと戻ってこない。

良い先生を失うことももったいないことだと思う。

- ・離職率が高くない、結婚したり、子どもが産まれたり、孫ができて勤めているそういう保育園もあるわけで、何が違うかを学ぶというか、リサーチするのも大事。
- ・会社では、従業員から給料を上げてくれといわれるのもあるが、もう一つ、人間の関係性の中で褒められるとか、必要とされるとか、そういうことで給料を超えた仕事に対するやりがいを感じるというのもある。
- ・給料は安いけど社長に褒められたし、うちのこの仕事は社会に役立っているから我慢して頑張ろうかと、若い人がそうやって頑張ってくれるのが一番大事なこと。ただし、最近の傾向として、若者の粘りがたりない部分が傾向としてはあるのではと感じている。
- ・直方市では保育士不足の傾向があるという地域性の話があったが、福岡市とか北九

州市よりも直方市のほうが保育士不足に陥りやすい要因が何かあるのか。

- ・北九州市や福岡市は、やはり賃金もあるが、“まち”としての魅力が正直なところ直方市には欠けているのではないか。

直方市の保育所に就職しようという方は、ここの地域（地元）の人だと思われる。

本当は、保育園の中身を見て学生に決めてもらいたいのだが、実習以外では就職の面接さえきてくれない状況である。

そういう意味では、大都市に保育士は引っ張られているので、直方は厳しいのではないのかなと思っている。

- ・幼稚園教諭も、福岡市が中心で、筑豊地区で募集すると結構学生さんがきてくれたが、採用するかしないかは別。

みんなに聞いていたら地元で就職したいという学生ばかりで、地元というのはお金に変えられない魅力があるのではないかと思った。

その時、求人が筑豊地区だけで10人程度だったが、決まったのが4～5人くらいで、保育所と同じくらい（幼稚園も）苦労しているのが実情である。

- ・この会議でも、過去に平均賃金等の話がでていたが、他の産業に比べて極端に低い理由というのは、構造的な問題なのか？人が少なければ給料を上げてでも対応するのが市場原理だが。

事務局)

- ・介護もそうだが、公定価格といって何歳の子1人を保育するのにいくらかかるという基準を国が決めているので、原則、その金額が収入になる。幼稚園も補助金があり、構造的にはあまり変わらない考え方である。

各委員)

- ・小学校の教員も同じで、なり手がいない。

国が言うように小学校教員が保育園、幼稚園の年長さんに対応できるかというと全然質が違う話。

採用を増やせばいいと思うが、県教委としてはいくつかの理由で、一定のところ区切っているので定数欠がでている。

今までだと急に産休に入る先生や病気で休んでいる先生の代わりに講師の先生が必要な場合、教育事務所や教育委員会に登録している方を入れて下さっていたが、もともと足りないから最初からそういう方達が入っている。

育児休暇、産前休暇に入る先生の代りがいない、実は足りていない状態でスタートしている学校もある状態。

- ・質を下げないという基準と、同僚性が一番大事。

学童クラブも、同僚性で上手くいく学童クラブでは支援員がやめていない。

子育てシニア層の方々も、一定の保育観や子育て観というのが固定した中で、わずかな約一時間半という時間保育をするにことにおいては、きちんとした教育観、保育観というのを、園に合わせていただかないといけない。

面接だけして「じゃ明日から」ということにはならず、きちんとその人の質というものをきちんと把握した上での採用をしてもらうことのほうが大事。

支援員の研修を修了したものが、確実にいい研修を受けたものであるとは限らない。

- ・結局、保育士不足でかなりの保育園が派遣紹介事業者に手を染めている。派遣会社でもまた労働条件が色々違って、段々質が低下している実情があるようで、その辺が非常に危惧しているところである。
- ・やはりマッチングが難しいというか、若い人たちは現場に足を運ばずにスマホで見て決めるから面接の機会をどうつくっていくかを事業者側としてはもう一歩しないといけないと思っている。
これが障がいなのか家庭的要因なのか環境要因なのか分からないような難しい事例がどんどん増えているなかで、そこにいる人たちが話しあってもどうにもならないことがすごくふえていて、そこで疲弊してしまうことも多い。
- ・応益負担だったり、経費削減だったり、何もかもごっちゃにして規制緩和するようなことが今から怒濤のように始まる、そういう法律がどんどん出てきており、危機感を覚えている。

事務局)

- ・6月に県条例が改正されないと市として適用できないこともあるので、補助金制度や保育士への聞き取り調査といった材料をもう少し揃えさせていただき、再度議論をお願いしたい。
その結果を踏まえて、必要ならば条例改正を行うようにしたい。

《議題4》 認定こども園・子育て支援事業について

○事務局説明

- ・認定こども園の認可は福岡県だが、直方市の意見書を添付しなければならない。
認定基準を満たしていれば基本的には認定されるが、直方市は受給バランスがとれているので、例えばだが直方市として大反対ならば県も認可しにくいとのこと。
- ・地域子育て支援事業を1つしていただくことになる。放課後児童クラブ、地域子育て支援事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業が一般的だと思うが、ひまわり保育園としては、地域子育て支援事業をするという形で事業計画書は提出されている。

- ・直方市の地域子育て支援センターは、感田地区、遠賀川の東側にある。
ひまわり保育園は、西側の新た地区にあるため、川西地域に地域子育て支援センターができることになる。
- ・幼稚園は、宮若市と鞍手町、小竹町と直方市で1号認定のニーズを満たすよう計画をたてており、定員を超えている幼稚園は1、2施設で、全体としては6～7割の入所状況。
- ・2号・3号認定のニーズは直方市内の保育所で満たすことになる。
1、480人の利用定員に対して、平成27年度は1、506名の入所ということで、ほぼニーズを満たしている。
出生数については、平成24年度前まで500名を超えていたが、25年が488名、26年が415名、27年が477名ということで、大きな流れとしては下がってきているといえる。
- ・ひまわりこども園定員案では、2号・3号認定を10名下げて、1号認定を15名増やすとしている。

○ひまわり保育園提案

- ・150名定員ですが、現員が170名となっていて、4月が若干少ないですが、170から3月180くらいの推移をしている状況。
- ・認定こども園の特性を活かすために1号を15名設定しているが、自営業の方とか祖父母がいるとか、短時間の方とか制度的な部分で1号をとらえて欲しくないと思っている。
- ・ひまわり保育園の園舎としては、今の入っている子どもたちでいっぱいである。
認定こども園になれば、1才児、2才児を若干減らすなかで、3才児、4才児、5才児の定員を設定するので、人数が増えることはない。
- ・県下で58園が認定こども園。平成28年度から事業を開始したのが17園ですので、現在75園くらいが認定こども園。
認定こども園は、一般的なのは幼保連携型認定こども園だが、保育所型、幼稚園型、地方裁量型というものがあるが、ひまわり保育園は幼保連携型で申請したいと思っている。
- ・事業計画用のアンケート結果を見ると、認定こども園に行きたいという市民の方が10%強い。
筑豊地区では、飯塚市が現在4園、小竹町は認定こども園1園のみ、宮若市が1園となっており、直方市でも認定こども園という選択肢が設けられるべきだと思う。
- ・幼稚園は教育、保育園は保育ですが、その保育には養護と教育とあり、その教育には国はかっこをつけている。
保育所も、幼稚園と同じように教育をして行きたい。これが理念だが、国はこれを一

線画しており、差別的に扱われていると私は思っている。

- ・幼稚園、認定こども園については学級編成加算、チーム保育士加算があり、担任以外にも副担任等がいて教育を行う為にチーム連携をしながら子どもたちに教育を行う。この分が保育所には抜けていて、そのために同じ教育をしたくても、やはり人材、マンパワーが足りずにできない。

2号の子どもたちにも同じように教育を与えられる選択があつていいと考えている。

- ・保育園の場合は、8時間の勤務の中で11時間通常保育をしているが、このシフトを回すには、福岡県の保育士はほとんど8時間勤務なのではないだろうか。

7時間半とか7時間20分で4週6休とか、7時間半で年間変則勤務制とか、かなり保育士は労働基準法に比べて厳しい労働条件。

処遇改善しないと保育士の確保ができにくく、今回の新しい制度を利用すると保育所に近い認定こども園に移行して、一つのモデルになれると思う。

保育士と共に話しあつて、認定こども園に移行しようじゃないかということで今回提案をさせていただいた。

○意見・質問と返答

各委員)

- ・教育とは、どんな教育のことをいわれているのか。

ひまわり保育園)

- ・教育は千差万別。モンテッソーリとか…、(ひまわり保育園では)総幼研というところを入れてやっているが、一概にこれが保育園の教育ですつていうことは言えない。

ただ、うちの保育園にいたら勉強だと思われるかもしれないが、教えないというところが小学校と違うと考えている。

子どもたちと楽しんでみんなで学ぶ、そういうところでは勉強という言葉があてはまるかという、正直あてはまらないと思う。

各委員)

- ・安心した。就学前は心を育てて欲しい。学校に上がったらどうしても勉強しないといけないし、色々人間関係もでてくるので、“頑張ったらできるのだ”とか“あきらめなかったらできるのだ”とか、そういうところを育てる教育が大事だと思う。

- ・「教育」という言葉に関して一人一人のイメージが千差万別である。

- ・幼稚園も保育所も、日本のスタンダードは遊びを通しての教育。

そういう基準が出来るまでは、英才教育とかものすごく特化した知識偏重型教育が横行したことで。平成元年に幼稚園要領を改定され、今に至っている。

今や小学校でも、教育のあり方は、主体的に色んなことを学ぶというように変わって

きている。

- ・毎日どんな事をしているか説明いただくと、みなさんイメージが湧くと思うが。

ひまわり保育園)

- ・まず、大体9時までの登園を奨励している。そして9時20分から体育ローテーションをやっている、サーキットのような形のもの。

そして朝のお集まりをして、教室に戻り、日課活動という形でまず出席を取るが、それにカードを使う、フラッシュカードなり。

各委員)

- ・フラッシュカードとは、シャッシャッとカードを抜いてそれをパッパッと子供が見て、そこには漢字とか色んな物が書かれていて、子供がそれをパッと見て読んでいく。
- ・保育園児が漢字のフラッシュカードというのは勉強になるのではないか。

ひまわり保育園)

- ・みんなで一緒に合わせてやっていくので、非常に楽しい雰囲気になっている。そのフラッシュカードや百玉そろばん、あとパズル等をあわせたりする。百玉そろばんというのは、そろばんの大きいもので、数えたり、色んな遊び方をしたりする。その後に課外活動、図画工作をするなど、散歩にも行く。あとは、外部講師の時間をとる感じで、体育教室だとか絵画教室だとか音楽などをおこなう。大体午前中がそういった活動で、午後はほとんど自由活動になる。

各委員)

- ・そういう日課は、教師側、先生側が決めるわけで、子供が何をしたいこれをしたいとって選択する活動ではなく、いわゆる国が定めているような子供が主体的に環境の中で活動を選択したりして遊びながら学ぶというのとは違い、大人側がわりと全てプログラム化している教育なのか。

ひまわり保育園)

- ・そう言われればそうである。ただ、国の主体的というのが何を指すかというところで、ただコーナーを作って、じゃあ子供達好きな所に行きなさいよっていう事を指すわけではないと思っている。

各委員)

- ・私立幼稚園の中には、〇〇メソッド、例えば総幼研や横峯式や外国からであればモンテッソーリ、そういう保育をする園もある。

公立幼稚園などでは、〇〇メソッドとかではなく、もっと子供の遊びとか子供が自分で選択する力とかそういったことを重視している教育をしている。

何が教育なのかというのを、これを機にみんなで考えていけたらと。

もし、今後第1号目の認定こども園が誕生したならば、認定こども園の教育はこんな風でなければならないという、それだけのインパクトがあると思う。

ひまわり保育園)

- ・ただ、最初に言ったように教育というのを強調した形で受け止められているが、一番教育で強調したかったのは人的配置のところ。

学級編成加算、チーム保育士加算、それがつくところが文科省で、厚労省の中にはない。結局、文科省の教育だから、学級編成加算がつき、チーム保育士加算がついてくるというところを強調したい。

各委員)

- ・保育園から認定こども園になったとしても、保育園もやっぱり忘れてはならないその教育と養護の部分、英語で言ったらケアの部分。

世界的に見ても、これはなくてはならないものと思われている事なので、やっぱり保育園で築いてきたケアの部分、養護の部分は忘れてはならない。いつまでもそれは継承していかないといけない保育の精神。ケアの部分、養護が、生命の保持と情緒の安定。その部分なくして教育はあり得ないので、それはやはり共通理解した上で、教育とは何かという事を捉えていかないといけないと思う。

ひまわり保育園)

- ・そのケアの部分で絶対人がいるのだというのが、自分の主張。そこで、認定こども園として、保育士を多く配置し、保育士が協力してケアに力を入れていった方がより充実する、保育の質の向上になるだろうということ。

各委員)

- ・基本的な事を一つお伺いするが、認定こども園に移ったら何とか加算というのがあるからそれが一番大事だと言われた。これはおそらく運営される側の視点から見た話ではないか。

ひまわり保育園)

- ・先ほども言ったように、この加算は学級編成をする上であくまで保育士を1名雇うことで初めて加算される。それに、チーム保育士加算も2名のチーム保育士を雇えると思うが、雇わないと加算は当然付かない。

そのため、3名ほど保育士を3、4、5歳のところにプラスして雇う事が出来る可能性が出来るということ。

各委員)

- ・人材確保はかなり難しいという話があるなかで、何か少し矛盾している気がするが、3名加算すれば補助金が受けられるという話で、基本的には運営するサイドのメリットなのか。

保護者の就労を中断しても転園しなくても済むというメリット。これは凄く良いと思う。

給料は頂けないけど、小さいときは多くの時間、子どもと向きあっている。

女性に少しでも子供と向きあう時間をもってもらえるようにしたいという風には考えており、これは凄く良いことだと思う。

- ・あえて、デメリットがあれば聞かせていただきたい。

ひまわり保育園)

- ・事務処理が非常に煩雑になること。保育料というのは市が徴収するが、認定こども園の場合は、園が保育料を直接受取って、公定価格との差額を市から貰うという形になる。

各委員)

- ・福岡県内に保育園は、1,200~1,300施設はあると思うが、その内の75園が認定こども園。

ひまわり保育園)

- ・幼稚園から動いた数の方が多く、保育所から幼保連携型の認定こども園になっているのは、旧杷木町の園のみ。あと2園ほど、今京築の方で増えてきているが、保育所型の認定こども園である。

各委員)

- ・最初に市として進めていったところは久留米市で、「移行して下さい、施設改修の4分の1の予算もつきます」と言っていた。しかし、待機児童がなくなるとピタッとやめてしまった。

認定こども園の制度の基は、待機児童を減らそうではないかというところ。

ところが、もう辞めようか、元に戻りたいという認定こども園もたくさんあり、実際、戻ったところもあります。

問題点として、一つ例を言うと、保育園の子供と幼稚園の子供、建物は一緒だが、幼

稚園の子供、こちら側は保育園の子供。片方はおやつを食べている、片方は食べられない。食べられたとしても良いおやつを食べている。こちら側はお金をもらっていないからそんなによくない。ちょっとした事でも子供にとっては非常に辛いことで、そういうちょっとした事が目につくのだと。

直方市は待機児童がないという事であれば、先ほど全部お金の話だったが、15名の幼稚園を作るということに、意味が本当にあるのかという気がする。

その証拠にも福岡県ではほとんど認定こども園に動いていない。

ひまわり保育園)

- ・動かない理由の一つが、今言われたところだと思う。

例えば、夏休みとか冬休みとかは、一号認定の方は無くて良いじゃないか、土曜日も休みじゃなくていいじゃないかということ。自分たちは、ただ認定が違うというだけで、一号と二号が分からないという形で運営したいと思っている。

幼稚園でもご両親が働いている方もいるし、逆に幼稚園でも大丈夫な方が保育園に来ているというところで、子供さんの差はつけない運営ができるのではないかと考えている。

各委員)

- ・保育所と認定こども園の大きな違いは直接入所。児童福祉法の市町村の保育を受けさせる責任もなくなってしまうのか。

事務局)

- ・保育の義務は、児童福祉法24条が今のかたちである限り、残る。
ただし、本当に市内の保育所のほとんどが認定こども園になり、直接入所となると、懸念はある。

各委員)

- ・保育料はどうするのか。

事務局)

- ・保育料は全部市が決める、徴収は園がおこなう。

各委員)

- ・これから直接入所で滞納してしまうと、“もう辞めてください”というケースもあるかもしれない。

事務局)

- ・基本的に入所の調整は当面の間ということになっているので、先々は、保育所も市が支給認定だけ出して、あとは自分で行きたい園に手続きしてくださいとなるかもしれない。制度の根本はそうになっているため。
幼稚園も一緒だと思が、保育の必要性が高い順に入れていき、どうしても受け入れができないような困難な事例を一定理由があれば断ることが出来るので、そういった事例が出てくる可能性は高いと思われる。

ひまわり保育園)

- ・滞納に関しては、保育所の場合は規定がないが、認定こども園の場合は園で規定を作ることになる。概ね3カ月くらい滞納した場合は、退園させる事もありますといったものになると思われる。

各委員)

- ・保育料を払わないと辞めて下さいという事は現実的にあると思う。
私は経験がありませんが、親御さんに来てもらい相談するという事は何度もある。
ただ、子供の事を考えると我慢する事が多く、良い子だと思いつながらでもお金が入らないなら仕方ないな、と言うような。
ですから幼稚園の方は直方市内で保育料を滞納している所はないと思う。

事務局)

- ・ひまわり保育園がモデルとなって他の保育所も移行することも考えられる。そうなった時に事業計画におけるニーズというのは、市としてしっかり考えておかないと、加算が増えるということは市のもちだしも少なからず増えるというになる。
それを超えるだけのメリットがあるという事が確認できるなら、それはそれで意見として挙げていくことになる。
再度、この件については議論させていただきたい。

閉会